

## マルエイでんきSおよびマルエイでんきLの供給条件における重要事項【2023.5.1 改訂】

**書面の内容を必ずお読みいただいたうえで、お申込み下さい。**

### 1. 需給契約のお申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約の取次を希望される場合は、あらかじめ電気供給条件および料金表を承諾のうえ、株式会社マルエイ(以下「当社」といいます。)指定の様式にてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、Webサービス・電子メール、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。

(2) お客さまは、電気の需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。

・お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(中部電力パワーグリッド株式会社をいい、以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が定める託送供給約款(以下「託送約款等」といいます。)に定める需要家等に関する事項を遵守すること

・小売電気事業者であるT&Tエナジー株式会社(以下「T&T」といいます。)が電気を供給すること

・託送供給に必要な情報について、託送供給に関わる事業者へ提供すること

### 2. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約、変更

(1) 需給契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、お客さままたは当社が契約を解約する日までといたします。

(3) お申込みにもなう不利益事項

契約先を、他社から当社へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

・現在の電気需給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。

・現在の電気需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。

・現在の電気需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。

・現在の電気需給契約において、附帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。

・現在の電気需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。

・現在の電気需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

(4) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、1(1)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約電流および契約容量の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

(5) 契約電流もしくは契約容量の減少が新たに契約電流もしくは契約容量を設定した日または契約電流もしくは契約容量を増加した日から1年未満の期間内となる場合で、当社が託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者からT&Tを介して料金や工事費等の精算を求められた場合、お客さまはその金額を当社に支払うものとします。

### 3. 料金表

(1) マルエイでんきS

契約電流が10アンペア以上60アンペア以下、または契約容量が6キロボルトアンペアである需要で、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。契約電流および契約容量はお客さまの申し出によって定めますが、原則として需給開始前の需要場所における契約電流および契約容量を引き継ぎます。

(税込)		
基本料金	契約電流10アンペア	561円00銭
	契約電流15アンペア	709円50銭
	契約電流20アンペア	858円00銭
	契約電流30アンペア	1,155円00銭
	契約電流40アンペア	1,452円00銭
	契約電流50アンペア	1,749円00銭
電力量料金	契約電流80アンペアおよび契約容量6キロボルトアンペア	2,046円00銭
	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円32銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円81銭

(2) マルエイでんきL

契約容量が7キロボルトアンペア以上である需要で、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。契約容量はお客さまの申し出によって定めますが、原則として需給開始前の需要場所における契約容量を引き継ぎます。

(税込)		
基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭
	1契約につき	264円00銭
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円32銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円17銭

### 4. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、ご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社またはT&TよりWebサービス・電子メールや郵送等にてお知らせいたします。

(2) 料金の計算方法

電気料金は契約電流または契約容量の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金は燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。

電気料金＝基本料金(税込)＋電力量料金単価(税込)×使用電力量  
±燃料費調整単価(税込)×使用電力量  
＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×使用電力量

お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、電気料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。なお、延滞利息は、その算定の対象となる電気料金から消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額といたします。

料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日まで

の期間といたします。ただし、お客さまが電気の使用を開始(もしくは解約)した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。

使用電力量の計量は、当該一般送配電事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

(3) 料金の支払義務および支払期日

お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者が計量した値を当社が受領し、当社にて料金の請求書を発行、またはWebサービス・電子メールや郵送にて通知した日に発生します。電気料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお、支払方法が4(4)の場合は、支払期日をクレジットカード決済日または口座振替日といたします。

(4) 料金の支払方法

電気料金は、原則として、クレジットカードでのお支払いとなります。

(5) 各種手数料

電気料金とあわせて、次の手数料を請求いたします

・振込みによりお支払いいただく場合、220円(税込)／月の手数料を申し受けます。

・請求金額等のご案内の郵送を希望する場合、110円(税込)／月の手数料を申し受けます。

・消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、各種手数料を変更いたします。

### 5. 供給電圧、周波数

供給電圧は、100ボルトまたは200ボルトといたします。周波数は、標準周波数60ヘルツ(一部地域は50ヘルツ)といたします。

### 6. 当社からの申し出による需給契約の解約

(1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

・電気料金を支払期日が経過してなお支払われない場合

・当社との他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日が経過してなお支払われない場合

・当社が定める[電気需給約款]の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、その他[電気需給約款]から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社またはT&Tがその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。

・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

・電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

・当社が定める[電気需給約款] の内容に反した場合

(3) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。

### 7. 託送約款等の遵守

(1) お客さまの土地、または建物への立ち入りおよび調査計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、当該一般送配電事業者または当該一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(2) 保安に対するお客さまの協力

お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当該一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。

・電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状、もしくは

故障があり、または生じるおそれがある場合

・お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(3) 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社またはT&Tは、当該一般送配電事業者が定める託送約款等にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

・当該一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

・当該一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

・その他保安上必要がある場合

(4) その他、託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

### 8. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社およびT&Tは、当該一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、当社を通じて請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

### 9. 信用情報の共有

当社およびT&Tは、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他の小売電気事業者へ提供する場合があります。

### 10. その他

・上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める[電気需給約款]の供給条件によります。

・当社は、[電気需給約款]の供給条件の内容を変更することがあります。その場合、原則として、当社よりWebサービス・電子メールや郵送等にてあらかじめお知らせいたします。

・[電気需給約款]の供給条件の内容は、当社の各支店・営業所の店頭で確認することができます。

・当社またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、当社よりWebサービス・電子メールや郵送等にて、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

・消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

### 11. 各種手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、契約の解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせがある場合は、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、小売電気事業者の変更にもとまない需給契約を解約する場合は、当該一般送配電事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。また、停電時は当該一般送配電事業者までご連絡ください。

#### <各種手続き・お問い合わせ>

株式会社マルエイ エコ・エネルギー事業部

所在地： 〒500-8152

岐阜県岐阜市入舟町4-10 マルエイグループ共同ビル 1F

電話番号： 0120-288-887

受付時間： 9:00～17:30(土日祝を除く)

#### <取次事業者>

会社名： 株式会社マルエイ

本社所在地： 〒500-8152

岐阜県岐阜市入舟町四丁目8番地の1

代表者名： 澤田 栄一

電話番号： 058-245-0101

受付時間： 9:00～17:30

ホームページ: <https://maruei-toshigas.jp/>

#### <小売電気事業者>

会社名： T&Tエナジー株式会社

本社所在地： 愛知県名古屋市区西二丁目33番10号

代表者名： 吉川 隆之

小売電気事業者登録番号： A0743

電話番号： 052-524-2571

受付時間： 9:00～17:00 (土日祝日を除く)

#### <個人情報の取扱規程>

ご記入いただいたお客様の個人情報は、電気事業をはじめとする当社の定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。(個人情報の利用目的および利用対象事業の詳細については、当社ホームページでご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。)

#### <契約解除(クーリング・オフ)に関する事項>

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除(クーリング・オフ)を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

① 当社の勧誘を受け、契約を締結した日(その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日)から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的方法により契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

② ①に記載した事項にかかわらず、お客さまが、当社が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面または電磁的方法を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面により当該契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

③ 契約のお申込みの撤回または契約の解除は、当該契約のお申込みの撤回または契約の解除に係る書面または電磁的方法を発した時に、その効力を生じます。

④ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約のお申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。

⑤ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

⑥ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、速やかに、その全額を返還いたします。

⑦ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客さま等(同法第9条第1項または同法第24条第1項のお申込み者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

#### 【書面送付先】

〒500-8144

株式会社マルエイ エコ・エネルギー事業部 クーリング・オフ担当

岐阜県岐阜市入舟町4-10 マルエイグループ共同ビル 1F

#### 【電磁的送付先】

電子メール: 以下のメールアドレスにメールをお送りください。

[Email] [toshigas@maruei-gas.co.jp](mailto:toshigas@maruei-gas.co.jp)

#### 【注意事項】

当社への切替日以降に契約解除(クーリング・オフ)をされる場合は、あらかじめ他社との新たな電気の契約を締結してください。